

天海訴訟は、65歳を迎える障害者共通の問題 支援する会に皆さまのご支援を



重度の障害者の人たちは障害者総合支援法により、自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助などの福祉サービスを活用し、毎日元気に生活し、また社会へ参加しています。

ところが65歳になると介護保険法適用へ強制的に移行させられます。障害者総合支援法第7条が介護保険を優先して適用することを定めているからです。

天海正克さん（あまがい・まさかつ：68歳・千葉市）は65歳で障害者福祉サービスを打ち切られました。介護保険を申請しなかったためです。

一人の障害者が、身体の変化や環境の変化等何もなく、また生活スタイルの変更希望もないのに、昨日までは支援法、今日からは介護保険法とされてしまうのです。

その結果、それまで負担金無料で活用してきた福祉サービスが、毎月1万5千円必要になります。（住民税非課税世帯の場合）

また自らの意思で社会参加を目的とした総合支援法の適用をうけてきたのに、目的の異なる介護保険法を強制的に適用されてしまうという、一個人としての尊厳を大きく傷つけられました。

この問題は「65歳の壁」として全国の障害者の方々と共通の問題です。障害者を年齢だけで差別するような法律は改められるべきです。

1. 障害者総合支援法7条の解釈の誤り
2. 憲法14条1項（平等）及び25条1項（生存権）違反
3. 障害者の権利に関する条約違反

として、裁判で追求していきます。

皆さまとご一緒に支援の輪を広げたいと存じます。支援する会にご入会ください。



〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222 グリーンハイツ109 障千連内 TEL・FAX 043-308-6621	会費・カンパ金 振込先 〒振替 00260-0-87731「天海訴訟を支援する会」 通信欄に「会費」「カンパ」等ご記入ください
---	---

天海訴訟を支援する会 に入会します。

氏名・ 団体名	TEL/FAX	個人・団体
住所	〒	団体は担当者名
Eメール アドレス	@	メーリングリスト 登録 可・否
会費	1口 500円× □ = 円	

FAX 043-308-6621（切り取らず、このままFAXしてください）